

輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

石川県が、「輪島塗の創造的復興に向けた官・民・産地共同プロジェクト」として検討している「輪島塗の若手人材の養成施設の創設」と「卒業生の雇用の促進」を具体化するため、養成施設の具体的な内容、規模、構造、設備等の諸条件の決定及び整備スケジュール等を検討し、具体的な内容を策定等するものである。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日(火)まで

※ただし、受発注者の協議により、最長で令和 8 年 3 月 31 日(火)までの履行期間に変更する場合がある。

(4) 予算上限額

10,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

次の(1)から(7)に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成 8 年石川県告示第 354 号）に基づき、企画提案書の提出日までに入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者

でないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(7) JV を構成して参加する場合の条件は、次の条件をすべて満たすこと。

- ア 代表者構成員は、(1) から (6) までの条件をすべて満たすものであり、出資比率が構成員中最大であること
- イ 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の企業、JV の構成員、再委託先を兼ねることはできないこと
- ウ 各構成員の出資比率は、20%以上とすること
- エ 各構成員は、(1) から (6) までの条件を満たすこと

4. スケジュール

(1) 公示	令和7年 4月 18日 (金)
(2) 「質問票」の提出期限 ※質問がある者のみ	4月 23日 (水)
(3) 「参加申込書」の提出期限	4月 28日 (月)
(4) 「企画提案書」等の提出期限	5月 9日 (金)
(5) 選定結果の通知・公表	5月 中旬以降
(6) 契約の締結	5月 中旬以降

5. 「質問票」の提出、回答方法

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年 4月 23日 (水) 午後5時必着

(2) 提出方法

・「質問票【様式1】」を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信

確認を行うこと。

- ・件名は、「輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076)225-1526

Mail: densen@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

- ・回答は、電子メールにより質問者に通知する。
- ・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、随時、石川県のホームページ（公募情報の掲載ページ）にて閲覧に供する。

(5) 留意事項

電話での質問や企画提案書の審査に係る質問や電話での質問は原則、受け付けない。

6. 「参加申込書」の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月28日（月）午後5時必着

(2) 提出方法

- ・「参加申込書【様式2】」及び「類似業務受注実績の証明【様式4】」を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ※JVの場合は、構成員全ての分を提出すること。
- ・件名は、「輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。

(3) 提出先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076)225-1526

Mail: densen@pref.ishikawa.lg.jp

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

※JV で申請する場合、「3」から「8」までの資料について、構成員全ての分を提出すること

	提出書類	提出部数	様式の有無	備 考
1	企画提案応募申請書	1	有 (様式 3)	
2	企画提案書 ・ 正本 1 部 ・ 副本 9 部	9	無	・ 枚数制限あり。15 頁以内とすること。 ・ 「A4 縦」又は「A3 横」、横書き、左綴じとし、表紙に『輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務委託提案書』と記載すること。 ・ 正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。
3	類似業務受注実績の証明	1	有 (様式 4)	・ 過去 5 年間程度における類似業務受注実績 ＜類似業務とは＞ － 自治体の施設整備に係る基本構想の策定、これに類する計画等の策定に参画した実績 ・ 実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を添付すること。
4	法人の概要	1	無	パンフレット等でも可
5	法人登記簿謄本	1	－	・ 履歴事項全部証明書 ・ 提出日において、発行から 3 ヶ月以内のものを提出すること。
6	定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの	1	－	写しを添付すること。
7	石川県が発行する納税証明書	1	－	・ 石川県税の納税義務を有する者のみ提出すること。 ・ 写しでも可
8	貸借対照表、損益計算書	1	任意	それぞれ直近 3 年分

9	見積書	1	任意	・宛先は「石川県知事 馳浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の作業時間、単価が判断できるもの） ・見積金額が2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。
---	-----	---	----	--

(3) 企画提案書の内容

- ・業務実施体制（担当者の役割（管理者・主担当者・補助等））
- ・主担当者の類似業務実績（業務内容等を具体的に）
- ・「仕様書」の「3. 業務内容」に示す各項目における具体的な手法
- ・その他、輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定のための調査や施策 など

(4) 提出方法

上記5(3)の宛先に、提出書類一式を提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1法人・1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8. 審査方法

- ・県が別途定める審査委員会において、「3. 参加資格」を満たすと認めた者について、提出された企画提案書等及びプレゼンテーション（質疑応答を含む）の内容をもとに審査し、最も評価の高い提案者を委託候補者として選定する。
- ・必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合ある。
- ・応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。
- ・プレゼンテーションの実施日時や場所などは、提案者ごとに追って通知する。
- ・場合によっては、プレゼンテーションを実施せず、書面のみによる審査とすることもある。
- ・審査及びその内容は非公開とする。

<審査項目>

① 業務遂行能力	・十分な体制で業務に取り組むことができるか ・豊富な類似業務の実績を有しているか
② 業務実施手法	・「仕様書」の「3. 業務内容」に示す各項目における具体

	的な手法について、説得力のある提案となっているか
③ 費用	・積算が妥当で、それに見合う効果が得られるか

9. 選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して文書で通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

10. 契約の締結

- (1) 県は、審査委員会により選定した者（以下「候補者」という。）と、提案された内容のみに限定せず協議し、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 業務委託仕様書については、候補者の決定後、県と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。
- (3) 契約時期は、令和7年5月中旬以降を予定している。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションに要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、県から委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された企画提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
- (10) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。